

独立行政法人 地域医療機能推進機構 千葉病院附属居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、独立行政法人

「千葉病院附属居宅介護支援センター」（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービス（地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等）との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。
4. ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6カ月間に作成したケアプランにおける居宅サービス計画の、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の利用割合と、同一事業所によって提供された割合を、文書で交付するとともに、利用者又はその家族に説明を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 独立行政法人 地域医療機能推進機構 千葉病院附属居宅介護支援センター
2. 所 在 地 千葉県千葉市中央区仁戸名町682番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管 理 者 1名（介護支援専門員兼務常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
2. 介護支援専門員 1名以上（うち1人管理者と兼務）
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までの年末・年始と祝祭日を除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
3. 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅支援事業が法定代理受領サービスであるときは、料金は徴収しない。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に訪問面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
 - ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
 - ③ 提供されるサービスの目標、その達成期間、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
 - ④ 居宅サービス計画の原案の位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるか否か区分したうえで、その種類、内容、利用料等について、利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意をうけます。
 - ⑤ 利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること等の説明を行います。
 - ⑥ 利用者およびその家族と連絡を取り、経過の把握に努めるため、介護保険法に定められている月1回以上の自宅訪問を行います。なお適宜サービス担当者会議等の実施を併せて行います。
 - ⑦ 居宅サービス計画の目標に沿って、サービスの提供がされるよう、利用者やご家族、指定居宅
 - ⑧ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。
2. 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は、1,100円とする。
 3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、千葉市とする。

(事故発生時の対応、損害賠償についての対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(個人情報保護)

第9条 事業者は、利用者個人の情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

2. 事業者が得た利用者の個人情報については、居宅サービス計画の作成や計画に位置づけた指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連携調整等以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族またはその代理人に文書で同意を得るものとします。

(苦情について)

第10条 事業者は、利用者個人の情報について「個人情報の保護に関する法律」およびサービス内容に関する苦情

① 当事業所のお客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情は当事業所窓口

電話（043-268-1022）担当 福島 正美

② その他

当事業所以外に、下記市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

中央区 高齢障害支援課介護保険室 電話（043-221-2198）

国保担当 電話（043-221-2131）

若葉区 高齢障害支援課介護保険室 電話（043-233-8264）

花見川区 高齢障害支援課介護保険室 電話（043-275-6401）

緑区 高齢障害支援課介護保険室 電話（043-292-9491）

稲毛区 高齢障害支援課介護保険室 電話（043-284-6242）

美浜区 高齢障害支援課介護保険室 電話（043-270-4073）

千葉県国民保険団体連合会

苦情相談窓口：介護担当 介護保険課 電話（043-245-5064）

(業務継続計画の策定等)

- 第11条 災害・感染症等発生時で、事業が継続出来る場合には、可能な範囲で、個別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、居宅サービス事業所、地域の関係機関との連絡調整等を行うものとする。
2. 避難先においてサービス提供が必要な場合も想定され、居宅サービス事業所、地域の関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じ必要なサービスが提供されるように調整を行うものとする。
 3. 災害発生時で事業が継続出来ない場合には、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行うものとする。
 4. 災害発生時にも迅速に対応が出来るよう、業務継続計画に基づき研修・訓練を定期的実施するものとする。
 5. 事業者は、災害時等の対応について厚生労働省が策定した「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(感染症の予防及び蔓延の防止のための措置)

第12条 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように措置を講じるものとする。

2. 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備するものとする。
3. 感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する開催するとともに、介護支援専門員に周知徹底を図るものとする。

(虐待の防止)

- 第13条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるものとする。
2. 虐待防止のための指針を整備するものとする。
 3. 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を、定期的に開催し介護支援専門員に周知徹底を図るものとする。
 4. 事業所は介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施するものとする。また措置を適切に実施するために担当者を置くこととする。
 5. 事業所は虐待を発見した場合は、関連機関・自治体に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化の推進)

- 第14条 利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わないものとする。
2. 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない状況を記録するものとする。

(職場におけるセクシャルハラスメント等の防止)

- 第15条 事業主には職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じるものとする。(利用者や家族から受けるものも含まれる)
2. 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発。
 3. 相談に応じ、適切に対応するために担当者を設置し、労働者に周知するものとする。

(第三者評価について)

- 第16条 事業所は、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図るようサービスの提供に努めるものとする。
- 当事業所の提供するサービスについての第三者評価実施：無

(その他運営についての留意点)

- 第17条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後一ヶ月以内。
 - ② 継続研修 年1回以上。
2. 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべきことを、従業員との雇用契約の内容とする。
 4. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、独立行政法人 地域医療機能推進機構千葉病院院長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定する。

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から改定する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改定する。

千葉病院附属居宅介護支援センター居宅介護支援重要事項説明書

令和 年 月 日現在

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話（０４３－２６８－１０２２） 午前８時３０分～午後５時１５分まで
担当（福島 正美）

2 千葉病院附属居宅介護支援センターの概要

（１）居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業所名	独立行政法人 地域医療機能推進機構 千葉病院附属居宅介護支援センター
所在地	〒２６０－０８０１ 千葉県千葉市中央区仁戸名町６８２
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援（千葉県 １２７０１００２４９号）
サービスを提供する地域	千葉市

（２）事業所の職員体制（介護支援専門員）

職種・資格	常勤	非常勤	専従	兼務	業務内容
管理者・介護支援専門員	１名		○		従業者及び業務管理 居宅介護支援業務

（３）営業時間

平日	午前８時３０分～午後５時１５分
----	-----------------

※（千葉病院附属介護老人保健施設 ０４３－２６８－１０２２）

※休業日 土・日・祝祭日・１２月２９日～１月３日

3 当事業所の居宅介護支援の特徴等

（１）運営方針

- ① 当事業所の介護支援専門員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に公平、中立の立場に立って関係市町村や地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図りながら、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ③ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前６カ月間に作成したケアプランにおける居宅サービス計画の、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の利用割合と、同一事業所によって提供された割合を、介護情報公表システムの運営状況において公表するものとする。またその内容を文書で交付するとともに、利用者又はその家族に説明を行うものとする。

（２）居宅介護支援の実施概要等

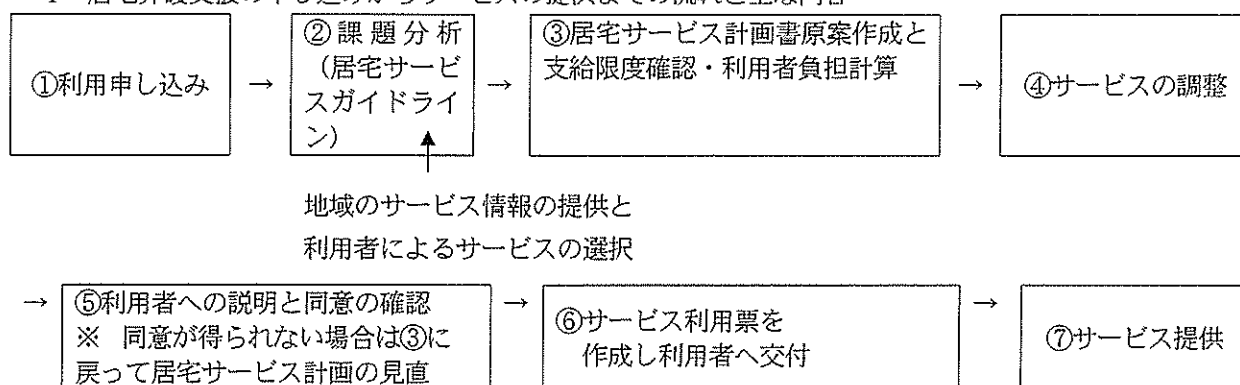
相談場所は千葉病院附属介護老人保健施設１階相談室とする。必要に応じて月１回以上のモニタリングを実施し少なくとも２ヶ月に１回の居宅訪問を行い（介護予防の場合は６ヶ月に１回の居宅

訪問)、実施地域は千葉市とする。課題分析は居宅サービス計画ガイドラインを使用し、お客様の介護度に応じた介護計画を作成します。

(3)サービスの利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい。
調査（課題把握）の方法	有	厚生労働省が定めるもの
介護支援専門員への研修実施	有	
契約後、居宅サービス計画への作成段階途中でのお客様のご都合により解約した場合の解約料	有	

4 居宅介護支援の申し込みからサービスの提供までの流れと主な内容



5 利用料金

(1) サービス提供基本料金

- ① 居宅介護支援利用料は、介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり下記の金額となります。ただし、法定代理受領により事業者の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者自己負担はありません。

【居宅介護支援】

認 定 結 果	1ヶ月あたりの利用料金 (単位 × 地域単価【3級地】)	介護保険適用時の1ヶ月あたりの自己負担額
要介護1・2	1,086単位×11.05円 =12,000円	0円
要介護3・4・5	1,411単位×11.05円 =15,592円	0円

- ② 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたりの上記金額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出することにより、払戻しを受けることができます。

(2) 交通費

- ① 千葉市の場合は、無料です。
- ② 前記以外の地域は自動車を使用した場合は、1,100円となります。

(3) 解約料金

利用者又は代理人の都合により、この契約を中途解約したときの解約料金の取り扱いは、次の通りです。

解 約 時 期	解 約 料 金
契約後第1回訪問調査迄の間に解約をした場合	無 料
契約後第1回訪問調査以降で居宅介護サービス計画の作成段階途中で解約した場合	5,000円
千葉県国民健康保険団体連合会への給付管理表の提出が終了後に解約した場合	無 料

(4) 支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、翌月10日までに前月分の請求を利用者又は代理人に通知いたしますので、翌月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払いの方法は銀行振込、現金の2通りの中からご契約の際に選べます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。詳細につきましては、当事業所あるいはご自宅にて打ち合わせをさせていただきます。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告いたします。

(3) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書で申し出てくださいれば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（要支援・自立）と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・利用者が死亡した場合。

④ その他

- ・利用者や家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。
- ・利用者が医療機関に入院する場合、担当する介護支援専門員への連絡、及び当該医療機関に対し、担当介護支援専門員の氏名、連絡先を伝える必要があります。また日頃から介護支援専門員の連絡先等を、介護保険及び医療保険被保険者証、お薬手帳を合わせて保管のご協力をお願い致します。
- ・台風や災害、感染症などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、業務を休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくと共に、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じて、必要なサービス提供がされるよう連絡調整を行います。

7 個人情報の基本方針

利用者の適切な福祉サービス利用、また、必要な医療が提供できることを目的に他のサービス事業所および医療施設などとの連携を図る必要がある場合、利用者および利用者の家族などの個人情報、独立行政法人 地域医療機能推進機構 千葉病院附属居宅介護支援センターの定める個人情報保護基本方針に基づき、関係機関に対し提供することがあります。

【個人情報利用の目的・範囲について】

居宅サービス計画の作成や計画に位置づけた指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連携調整等以外の目的では原則的に利用。

(具体例)

- ・サービス担当者会議
- ・ケア調整等にて、ご本人ご家族のお名前や生活状況を情報共有

8 サービス内容に関する苦情

① 当事業所のお客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情は当事業所窓口にお問い合わせください。

電話（０４３－２６８－１０２２）担当 福島 正美

受付時間：平日 午前８時３０分～午後５時１５分

② その他

当事業所以外に、下記市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

中央区	高齢障害支援課介護保険室	電話（０４３－２２１－２１９８）
	国保担当	電話（０４３－２２１－２１３１）
若葉区	高齢障害支援課介護保険室	電話（０４３－２３３－８２６４）
花見川区	高齢障害支援課介護保険室	電話（０４３－２７５－６４０１）
緑区	高齢障害支援課介護保険室	電話（０４３－２９２－９４９１）
稲毛区	高齢障害支援課介護保険室	電話（０４３－２８４－６２４２）
美浜区	高齢障害支援課介護保険室	電話（０４３－２７０－４０７３）

千葉県国民保険団体連合会

苦情相談窓口：介護担当 介護保険課 電話 (043-245-5064)

8 第三者評価に実施について

当事業所の提供するサービスについての第三者評価実施：無

9 事業所の概要

独立行政法人 地域医療機能推進機構 千葉病院附属居宅介護支援センター

(千葉病院附属介護老人保健施設の中に事務所がある。)

住 所 千葉県千葉市中央区仁戸名町682 電話番号 043-268-1022

令和 年 月 日

【重要事項説明確認欄】

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者住所・名称

〒260-0801 千葉県千葉市中央区仁戸名町682

独立行政法人 地域医療機能推進機構千葉病院附属居宅介護支援センター ㊞

説明者 介護支援専門員

氏名 福島 正美 ㊞

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要な事項の説明を受け、内容を理解し同意しました。

利用者

住所

氏名

㊞

(代理人)

住所

氏名

㊞

【続柄 】

個人情報に関する同意書

介護支援専門員は、利用者の適切な福祉サービス利用、また、必要な医療が提供できることを目的に他のサービス事業所および医療施設などとの連携を図る必要がある場合、利用者および利用者の家族などの個人情報を、独立行政法人 地域医療機能推進機構 千葉病院附属居宅介護支援センターの定める個人情報保護基本方針に基づき、関係機関に対し提供することがあります。

【個人情報利用の目的・範囲について】

介護保険に関するサービスを利用するにあたり、当事業者職員が、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設、医療機関等に対し、介護保険に関する必要な範囲で、個人または家族の情報を提供することに同意します。

利用者は、上記の個人情報提供について同意します。

令和 年 月 日

利用者

氏 名

㊞

住 所

代理人

氏 名

㊞ 【続柄 】

住 所

事業所

事業者名

独立行政法人 地域医療機能推進機構

千葉病院附属居宅介護支援センター

住 所

千葉市中央区仁戸名町 6 8 2 番地 ㊞

管 理 者

介護支援専門員

福 島 正 美

㊞

オンラインモニタリング・
オンラインサービス担当者会議に関する同意書
(他サービス事業所との連携によるモニタリング・カンファレンス)

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業所との連携促進によるケアマネジメントの質向上の観点から下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング・サービス担当者会議の実施をすることに同意します。

1. 利用者の同意を得ること
2. サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、その他担当者の合意を得ている
 - ・利用者の状態が安定していること
 - ・利用者がテレビ電話装置等を介し意思疎通ができる事
(家族のサポートがある場合も含む)
 - ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他事業所との連携により情報を収集すること
3. 少なくとも2ヶ月に1回(介護予防支援の場合は6ヵ月1回)は、利用者の居宅を訪問すること。

利用者は、上記のオンラインモニタリング・オンラインサービス担当者会議開催に関して同意します。

令和 年 月 日

利用者

氏 名

㊞

住 所

代理人

氏 名

㊞

住 所

事業所

事業者名

独立行政法人 地域医療機能推進機構

千葉病院附属居宅介護支援センター

住 所

千葉市中央区仁戸名町682番地

管 理 者

介護支援専門員

福 島 正 美

㊞